

平成25年4月 人事異動

■4月1日付けで行われた村人事異動の内容をお知らせします。()内は前職。
引き続き新しい担当者もよろしくお願いします。
なお、村づくり戦略推進室が廃止となり総務課の体制が変わりました。

■課長

会計管理者兼会計室長：雨宮 直喜 (教育課長)
教育課長：折井 為彦 (総務課 総務係長)

■係長

総務課 村づくり係長：阿部 清美 (村づくり戦略推進室 村づくり係長兼広報係長)
総務課 総務係長：伊藤 弘文 (総務課 企画係長)
総務課 企画係長：伊藤 証 (社会福祉協議会 事務局次長)
会計室 会計係長：佐伯 千穂 (住民財務課 税務係)
建設水道課 環境係長：宮坂 隆 (村づくり戦略推進室 広報係)
議会事務局 係長：小林 誠 (総務課 企画係)

■係

教育課 生涯学習係：鎌倉 とみか (保健福祉課 社会福祉係)
農林商工観光課 農政係：伊藤 宏文 (諏訪広域連合派遣 介護保険課)
総務課 総務係：鎌倉 文典 (村づくり戦略推進室 広報係)
総務課 村づくり係：秋山 雄飛 (諏訪広域連合派遣 企画総務課)
総務課 企画係：菊池 紀幸 (農林商工観光課 農政係)
保健福祉課 社会福祉係：小松 昌人 (建設水道課 建設係)
総務課 総務係：日達 理奈 (村づくり戦略推進室 広報係)

■派遣職員

社会福祉協議会 事務局次長：宮坂 吉一 (議会事務局 係長)
諏訪広域連合派遣 介護保険課：伊藤 佳江 (保健福祉課 医療給付係)
諏訪広域連合派遣 企画総務課：清水 晃 (村づくり戦略推進室 村づくり係)
保健福祉課 健康づくり係：船橋 岳示 (諏訪中央病院)

■消防交流職員

諏訪広域連合派遣 諏訪消防署：塚原 裕貴 (諏訪広域連合派遣 原消防署)
諏訪広域連合派遣 原消防署：小泉 幸彦 (諏訪広域連合派遣 茅野消防署)

■消防交流終了

諏訪広域連合派遣 原消防署：五味 五代 (諏訪広域連合派遣 下諏訪消防署)
諏訪広域連合派遣 下諏訪消防署：蟹澤 克行 (諏訪広域連合派遣 原消防署)

■新規採用

保健福祉課 原村診療所：寺口 紀子
住民財務課 税務係：中村 美玲
建設水道課 建設係：笠原 淳
保健福祉課 医療給付係：今野 成美
保健福祉課 原村保育所：新井 麻穂
諏訪広域連合派遣 原消防署：倉嶋 力斗

■退職 (25. 3. 31付)

百瀬 嘉徳 (会計管理者兼会計室長)
菊池 周吾 (村づくり戦略推進室長)
矢沢 信次 (建設水道課 環境係長)
小池 六津子 (会計室 会計係長)
森山 幸枝 (教育課 生涯学習係)
笠原 いち子 (保健福祉課 原村診療所)
岡田 良貴 (諏訪広域連合派遣 原消防署)

□新規採用職員□



寺口 紀子
(保健福祉課 原村診療所)



中村 美玲
(住民財務課 税務係)



笠原 淳
(建設水道課 建設係)



今野 成美
(保健福祉課 医療給付係)



新井 麻穂
(保健福祉課 原村保育所)



倉嶋 力斗
(諏訪広域連合派遣 原消防署)

村づくり戦略推進室の廃止 及び総務課の体制変更

平成25年3月31日をもって村づくり戦略推進室が廃止となりました。
これに伴い、広報係が廃止となり、
村づくり係が総務課へ移動しました。
なお、これまで広報係で行っていた
業務については、総務課総務係で行います。

人権啓発活動 講演会

すべての命を大切にする生き方



諏訪中央病院名誉院長

講師 鎌田 實 さん

日時

6月12日(水)

午後7時～午後8時30分(午後6時30分開場)

場所

中央公民館講堂

講演会を通して、人権について考えましょう。
※入場は無料。どなたでも参加できます。

【主 催】原村・諏訪地域人権啓発活動ネットワーク協議会

【構成員】岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町

諏訪人権擁護委員協議会・長野地方法務局諏訪支局

問 住民財務課住民係 電話 79-7927(直通)

住宅の耐震診断をしてみませんか？

近い将来に発生が予想されている東海地震に備え、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した木造住宅の耐震診断を推進しています。専門家による耐震診断(無料)を受け、地震に対する備えをしておきましょう。



●対象住宅(次のすべての要件を満たす住宅が対象です)

- ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- ・木造在来工法の住宅(ツーバイフォー、プレハブ構造は対象になりません)
- ・個人所有の住宅(長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象になりません)

●診断費用 無料(全額補助のため、個人負担なしで受診できます)

●診断時期 平成25年度中

●申込み方法

6月7日(金)までに、申込用紙に必要事項をご記入のうえ、建設水道課環境係に提出してください。

※申込用紙は、役場2階 建設水道課環境係窓口にあります。

また、ホームページからダウンロードもできます。

ホームページアドレス <http://www.vill.hara.nagano.jp/>

●耐震診断から耐震改修までの流れ

- ①専門家による簡易診断(無料)
↓簡易診断の結果、精密診断が必要と判定された場合(希望者)
- ②専門家による精密診断(無料)
↓精密診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合(希望者)
- ③耐震改修
補助対象工事費の1/2を補助します。(補助額上限60万円)
※簡易診断を受けずに、精密診断から受けることもできます。

問 建設水道課環境係 電話79-7933(直通)

もくじ

■人権啓発活動講演会	2
■平成25年4月人事異動	3
■平成25年度農政補助事業	4-5
■農業委員会からのお知らせ	6
■ハヶ岳観光圏の観光情報	7
■環境に優しい取り組みを支援します!	8-9
■くらしの情報	10-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとびっくす	18-19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



●表紙写真/「入園式、こぼれる笑顔」

4月1日に保育所で入園式が行なわれました。保護者の膝の中で緊張ぎみだった新入児たちですが、担任の先生の紹介では、保育士たちのやさしい笑顔と呼びかけに、笑顔がこぼれていました。

■人の動き

・人口 7,876人 (+26)
・男 3,915人 (+16)
・女 3,961人 (+10)
・世帯数 3,029世帯 (+28)
・転入 55
・転出 23
・出生 3
・死亡 9

平成25年4月末現在。

()内は前月比。



●有害鳥獣被害防止事業

農作物の有害鳥獣被害を未然に防止するために防護柵等を設置した農業者に対して、経費の一部を補助します。

対象資材：防護柵、防護ネットなど

補助率：購入費の30%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●カラス捕獲施設維持管理事業

地区などで管理するカラス被害防止施設の新設・維持管理に係る経費の一部を補助します。

補助率：施設の設置費、維持管理費など経費の2分の1以内

申請方法：交付申請書を農政係へご提出ください。

※新設の場合は、申請前に農政係へご相談ください。

●減肥栽培普及促進事業

諏訪湖や河川などの水質汚染対策として、農地から流入する窒素・リンの軽減と、肥料の購入経費削減のため、水稻や野菜などの減肥栽培を推進します。

化学肥料を慣行農法より30%以上削減していて、一筆ごとの散布量が分かること（堆肥については制限を設けません）、米や野菜、花卉を出荷していることを条件とし、面積に応じて補助金を交付します。

補助率：減肥栽培農地面積10aあたり500円

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に栽培日誌などが必要になります。

●農地流動化補助事業

村内の農地の流動化を促進し、担い手の育成、遊休荒廃農地の減少を図り、地域農業の振興を担っていく体制を確立するため、農地の流動化を行った借り手農家などに対し補助金を交付します。

補助率：借受農地面積10aあたり3,000円

申請方法：対象者に交付申請書を郵送しますので、担当地区の農業委員の確認を受け、農業委員会へ提出してください。

●農業経営基盤強化資金利子助成事業

株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため資金融資を受けた認定農業者に対して、利子助成金を交付します。

補助率：各期間ごとの融資平均残高に係る利子の条例で定める率

申請方法：金融機関または農政係へご相談ください。

●農業近代化資金融資利子補給事業

農業者などの農業経営の近代化を推進するのに必要な生産施設等の整備拡充をはかるため、特定の金融機関が融資を行なった場合において予算の範囲内で利子補給金を交付します。

補助率：融資に係る利子の1%以内

申請方法：金融機関または農政係へご相談ください。

原村農業者労働災害共済に加入しましょう

原村農業者労働災害共済は、農作業中にけがをした場合に共済見舞金を支給する、村独自の制度です。もしもの事故に備えてご加入ください。

◎加入金及び掛金

世帯・法人単位で経営工作面積に応じ、年間650円～1,250円。雇用者がいる場合は1人3,000円で加入できます。（ただし、同居でも世帯分離している場合は、別に加算する必要があります）

◎共済の内容

医療共済見舞金（治療に要した費用の支払い）、休業見舞金（休業した分を補てん）、障害共済見舞金（障害が残った場合の補償）、遺族共済見舞金（死亡した場合）

平成25年度 農政補助事業

村では、高齢化などによる農家戸数の減少に伴う遊休農地化の防止、農産物の品質向上や生産者の負担軽減対策、農業生産にかかわる環境への配慮、有害鳥獣被害対策など、農業振興を図ることを目的に、次の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

事業の詳細については農林商工観光課農政係までお問い合わせください。
電話79-7931(直通)

●新規就農後継者育成支援事業

担い手の確保育成のため、先進農家や農業研修機関などでの研修により技術の向上を図り、農業後継者の育成をすすめます。

（農業後継者） 村内在住の農家の子弟で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。

補助率：1月あたり30,000円（1年を限度）

（新規就農者） 上記以外の者で専ら農業で生計を維持することを目的に新たに農業を営む計画で、就農前に自宅以外の先進農家、農業研修機関等で月15日以上研修を受ける40歳未満の者。

補助率：1月あたり20,000円（2年を限度）

申請方法：研修計画書、営農計画書、履歴書を添えて交付申請書を農政係へ提出してください。

実績報告書に研修実施報告などが必要になります。

※申請前に農政係へご相談ください。

●野菜花卉作期拡大事業

野菜花卉の作期拡大と品質向上を目的に、パイプハウス、被覆材等の導入を進め、購入費の一部を補助します。

対象資材：パイプハウス、被覆材

補助率：購入費の20%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●有機栽培産地確立事業

高原野菜を主体に有機栽培を促進し、環境に配慮した農業経営を目指すとともに、有機野菜栽培地としての地位を確立するため、村内で生産されたバラ堆肥の購入費及び運搬・散布費の一部を補助します。

対象資材：堆肥費及び堆肥の運搬・散布費(堆肥購入に併せて運搬・散布を依頼した場合のみ対象)

補助率：購入費などの30%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

●高温障害対策事業

セルリーやほうれん草をはじめとする高原野菜やスターチスなどの農産物を夏場の高温障害から保護し、産地としての地盤をより確立するための資材購入費の一部を補助します。

対象資材：遮光シート等

補助率：購入費の10%以内

申請方法：交付申請書を農政係へ提出してください。実績報告書に領収書などが必要になります。

※JA原村営農センター資材で購入した場合は、JAが取りまとめて申請手続きを行います。

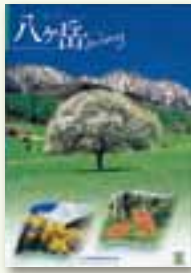
『ハケ岳観光圏』の観光情報を発信しています

広報はら4月号では、「ハケ岳観光圏」についてお知らせしました。

今回は、ハケ岳観光圏の知名度を高め、また誘客に結びつけるために欠かせない観光情報の発信についてお知らせします。

ハケ岳観光圏では、市町村、観光事業者等から寄せられた情報や季節ごとのイベント情報などをホームページで発信しているほか、各市町村の観光資源、レクリエーション施設、宿泊施設、イベント、マップなど、地域の特徴や魅力をまとめ、さまざまなパンフレットを作成しています。また、首都圏や中京圏からも近く、自然にも恵まれ、歴史、文化、芸術面でも特色あふれるハケ岳観光圏に、何度も足を運んでいただけるようPRを行っています。

ハケ岳WING



景観・グルメ・芸術・山岳等の情報を凝縮した一冊。

ハケ岳WING(ガイドマップ)



3市町村が載っているマップには、原村から清里まで載っていて見やすく好評。

ハケ岳WING(アクティビティ)



3市町村が載っているマップに、スポーツや食などに関する体験施設を掲載。

鉢巻周遊リゾートバスガイド



原村・富士見町と小淵沢駅を結ぶ夏季限定の周遊バス。

天空の花巡り



四季折々に咲く花情報が満載。原村のオープンガーデンも紹介。

JTB旅いく×アウトオブキッサニア inハケ岳



ハケ岳で職業体験や自然体験を行うプログラム。原村では、カナディアンファームで開催。

ハケ岳新そばまつり2012



36店舗が参加、スタンプラリーも実施されました。(原村は4店舗参加)

寒いほどお得フェア2013



清里観光案内所の午前10時の気温で値引きが変わり、最大50%引き!(原村は3店舗参加)

ハケ岳天空博覧会2012WINTER2013



ハケ岳の冬ならではのイベントを8つのパビリオンごとに紹介。

遊湯ラリー



ハケ岳の温泉めぐり。もみの湯も参加しました。

オーロラ伝説 inハケ岳自然文化園



ハケ岳自然文化園を会場にオーロラのパネル展や講演会などを実施。

星空の映画祭



今年も開催します! 昨年は、4000人以上の方が来場しました。

ハケ岳棒道ガイドマップ



棒道や観音像等の案内マップ。

今回の「広報はら6月号」では、今後のハケ岳観光圏についてお知らせします!

問 農林商工観光課商工観光係 電話79-7929(直通)

農業委員会からのお知らせ

平成25年4月1日から適用となっている、農業労働賃金・機械作業料金及び平成24年1月から12月までに締結された農地の賃借料情報についてお知らせします。

問 農業委員会 電話79-7934

■農業労働賃金・機械作業料金 標準表

種 別	作 業 別	金 額	摘 要	備 考	
農作業		一 般 作 業	810円	1 時間	年間
水田機械作業	耕起	ロ ー タ リ ー	6,800円	10a 当り	結束ヒモ含む 運搬は別料金とする 車両 1 回につき 軽トラック・・・1,000 円 普通トラック・・・2,000 円
		一 番 代 か き	6,600円		
	代かき	二 番 代 か き	6,100円		
		田植	一人付田植のみ		
	収 穫	機 械 の 賃 借	4,200 円		
		コ ン バ イ ン 袋 ど り	19,600円		
		コ ン バ イ ン グ レ ー ン タ ン ク ど り	20,800円		
		バ イ ン ダ ー	9,800円		
	脱 穀	7,600円			
そ ば コ ン バ イ ン		7,000円			
畑機械作業	耕 起	ロ ー タ リ ー	6,800円	10a 当り	
		ブ ラ ウ	8,100円		
	機 械 マ ル チ 掛 （ 一 人 付 ）		1,700 円	100m 当り	
その他の	ライムソー（散布のみ）		3,600円	10a 当り	200 kg以内、肥料をほ場 まで運搬しておく
	マニアスプレッター		4,200 円	2t 車 1 台分	積込み及び散布
	サ ブ ソ イ ラ ー		5,000 円	10a 当り	基盤破碎排水 2m 巾
	ブ ラ ソ イ ラ ー		6,000 円		基盤破碎排水 1m 巾

※標準労賃は、1日当たり実労働時間8時間を基準として、1時間当たりとする。

※時間、作業内容等増減する場合は、双方話し合いの上その率により算出する。

※消費税は内税とする。

※食事は自分持ちとする。

※賃金の精算(勘定)日は作業終了の末日とする。

※ほ場条件の悪い場合は割増料金とし、金額は双方話し合いで決める。

◎まず点検、急ぐ操作が事故を呼ぶ。

◎お互いに決めた事は守りましょう。

◎公害と農作業事故追放で住みよい郷土。

■農地賃借料水準(10a当たり)

○田の部

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
5,000円	9,000円	2,000円	148	29

○畑の部(畑地かんがい施設あり)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
11,000円	18,100円	5,000円	50	3

○畑の部(畑地かんがい施設なし)

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,300円	8,000円	2,000円	85	19

※この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

原村電気自動車等導入補助金

環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止を推進するため、電気自動車を導入する個人に対し「原村電気自動車等導入補助金」を交付します。（平成25年4月1日施行）

■対象車両

①電気自動車…

バッテリーに充電された電気を動力源としてモーターを回転させて走行する自動車（道路運送車両法第58条による自動車検査証の交付を受けた自動車）

②プラグインハイブリッド車（PHV）…

エネルギー回生機能を有する自動車で、外部からの充電が可能な自動車

※①②とも平成25年4月1日以降に新規登録されたものに限りです。

■交付対象

村内に申請日まで1年以上継続して住民登録している方で、次の全ての要件を満たす方。

- 村税及び上下水道等、村への納付金に滞納がないこと
- 新規での購入であること
- 村内に保管場所があること
- 電気自動車及びPHV車等の普及促進に協力できること



■補助金額

1台につき50,000円

※補助金申請は、1人1回限りです。

■申請方法

新規登録日から起算して3カ月以内または、新規登録日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請書に必要書類を添え、役場2階総務課村づくり係へご提出ください。

ご利用ください!「電気自動車用 充電器」を設置しました

『原村エコビレッジ』の一環として走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を目的に、『電気自動車用「急速充電器」・「普通充電器（200V）」』を設置しました。電気自動車走行時の不安軽減、さらには電気自動車ユーザーの観光誘客も視野に入れています。事前の登録・申請等は不要で、どなたでも無料で利用できます。

■設置場所：原村役場庁舎西側（ATM裏）

■利用時間：24時間 365日 利用可能です。

■利用の制限：

- 充電は、電気自動車走行用に限りです。
- 急速充電器の利用は、最大60分以内とします。
- 普通充電器の利用は、最大8時間以内とします。

■利用料金：当面の間、電気自動車の利用者が安心して走行できるよう「無料」とします。

■利用方法：設置場所に用意した「利用簿」にご記入ください。操作方法は、充電器本体部分に掲示してあります。



環境に優しい取り組みを支援します！

村では、地球環境への負担の軽減や、地球温暖化防止、エネルギーの安定供給の確保などを図り、環境にやさしいまちづくり「エコビレッジ」の構築を進めています。

この一環として、太陽光発電システム設置補助金や電気自動車導入補助金、電気自動車用充電器の設置などにより、住民の皆さんの環境に優しい取り組みを支援します。

問 ■太陽光発電システム設置補助金
建設水道課環境係 電話79-7933（直通）
■電気自動車等導入補助金・電気自動車用充電器
総務課村づくり係 電話79-7922（直通）

太陽光発電システム設置補助金

地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、一般住宅用の太陽光発電システムの設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

■補助要件（次の全ての要件を満たす必要があります）

- ・村内に住民登録していること
- ・村内にある自らが居住する住宅（新築の場合を含む）等であること
- ・最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システムであること
- ・発電システムが未使用品であること（中古品は対象外）
- ・電力会社と電灯契約および余剰電力の売電契約を締結していること
- ・過去に当補助を受けていないこと
- ・村税等の滞納がないこと
- ・申請年度内に工事完了実績報告書を提出することができるものであること



■補助金の額

補助金の額は、対象経費（設置にかかった費用）の10%以内
補助限度額は、20万円（村外業者が設置する場合は10万円）

■申請方法

役場2階建設水道課環境係へ申請書をご提出ください。

※補助金の交付申請は、工事着工前に済ませてください。工事着工後の申請は、受け付けることができませんのでご注意ください。

※実績報告書は、工事完了後30日以内または、申請年度の3月31日のいずれか早い日までに必ずご提出ください。